

随意契約および比較見積省略理由書

工事名称 : 一級河川 堂島川 (旧淀川) ライトアップ施設補修工事 (その2)

西大阪治水事務所が所管するライトアップ施設は、水と光のまちづくりの推進に向け、中之島中央エリアにおいて堂島川の水辺のライトアップを実施しているものである。同護岸周辺のライトアップと調和した照明を施すことにより中之島中央エリアの夜間景観をより向上させるとともに、水都大阪の新たな魅力発信拠点として全国への発信につなげるために重要な施設である。

本工事は、老朽化により一部不点灯になっているライトアップ施設の補修を行うものであり、施工にあたっては、光のまちづくり推進委員会で決定されたデザインを行うべく、ライトアップ設備特有の光の制御に関する専門知識を有し、かつ、図面等では表記されていない光のまちづくり推進委員会の示す設計思想を理解し、メーカー独自の方式で構築されている光の制御のためのシステム操作のノウハウを熟知している等、特別な能力が必要である。

以上のことから、当該施設の設計、製作、据付を実施した、岩崎電気株式会社 近畿営業所から、当該施設のメンテナンスおよび光の制御に必要な知識、資料などを引き継ぐ、専任の業者である株式会社テクシア以外にその能力を有するものがないため、同社より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本件は上述のとおり「特定のものでなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの聴取を省略するものです。